

〇 当別町役場 TEL 0133-23-2330 FAX 0133-23-3206

≧► Eメール

kouho@town.tobetsu.hokkaido.jp

ホームページ https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/

|人||事|

2月1日付け人事異動

■人事異動 (係長職以上) 【事業推進部事業推進課】

事業推進課主幹~坪井祐介

【福祉部新型コロナウイルスワク チン接種対策室】

新型コロナウイルスワクチン接 種対策室長~山本直樹、同室参事 (ワクチン接種担当) (兼職)~ 遊佐博憲、同室参事(高齢者施設 連携担当)(兼職)~小畑孝尚、 同室主幹(兼職)~米内勝利、ワ クチン対策係長(ワクチン接種係 長兼職)~大石和彦、ワクチン対 策係主査(兼職)~藤原朋憲、同 係主査(兼職)~櫻田克、同係主 查(兼職)~布施雅浩、同係主查(兼 職)~髙田一魅、ワクチン接種係 主查(兼職)~荒厚子、同係主查 (兼職)~土井淑子、同係主査(兼 職)~長谷川恵子

■新規採用者

吉尾太治、小竹章弘

|特||定||健||診

3月までに受けよう! 特定健診

新型コロナウイルスの感染を恐 れて健診の受診を控えていません か? 糖尿病等の生活習慣病は自 覚症状に乏しく、気づいた時には 重症化し、命に関わる状態となる 可能性があります。コロナ禍だか らこそ、健診を受診し、身体の状 態を確認することが大切です。

換気や消毒など感染防止対策を 行い、健診を実施しています。

▼対象者 令和2年度中に、40 歳~74歳になる当別町国民健康 保険に加入している方

▼受診券の有効期限

3月31日(水)

▼健診の受け方

町内5医療機関ほか、江別市 立病院、北海道医療大学病院で受 診でき、北海道対がん協会札幌が ん検診センターではがん検診も合 わせて受けられます。北海道医療 大学病院、札幌厚生病院では人間 ドックとして受診ができます。詳 しくは、健康ひろば・実施医療機 関(p.28)や町ホームページを ご確認ください。

- ※受診の際には、必ず事前に予約 してから受診してください。
- ※3月は混み合うことが予想さ れますので、早めに予約し受診 しましょう。
- ※受診券がお手元にない方は、再 発行しますのでご連絡ください。
- ▼問合せ 保健福祉課健康推進係 (ゆとろ内・ 23 - 4044)

人材育成基金活用推進事業の 申請を受け付けます

町では、活力と魅力に満ちたま ちづくりを推進する人材を育成す るため、自らが考えて行う地域づ くり事業に対して、補助金を交付 しています。詳細は町ホームペー ジをご覧いただくか、問合せくだ さい。

▼補助対象者

当別町に1年以上在住または 勤務している方や、これらの方で 構成する団体。

▼補助対象事業

令和3年度中に実施する次の ようなもの。

- ①自己形成のための教育・文化・ 産業等における調査研修事業
- ②スポーツや文化・経済活動によ る交流事業
- ③地域の活性化や文化・教養を高 めるための講演会等の事業
- ▼申請方法 企画課で配布する申 請書等を提出してください。町 ホームページからもダウンロード できます。
- **▼申請期限** 4月16日(金)
- ▼審査・内定 申請書類をもとに 審査し、5月中に内定予定。
- ▼問合せ 企画課企画振興係 $(\mathbf{z} 23 - 3042)$

○自衛官採用案内 平和を、仕事にする。 陸海空自衛官募集			
採用種目	応募資格	受付期間	試験期日
一般幹部候補生	22 歳以上 26 歳未満の者 (20 歳以上、22 歳未満の大卒(見 込含)、修士課程修了者等(見込 含)は28 歳未満の者)	3月1日(月) ~4月28日(水)	5月8日(土) ・9日(日) ※2次試験有
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の者	3月1日(月) ~5月11日(火)	5月21日(金) ~30日(日) ※2次試験有
予備自衛官補 (一般、技能)	一般: 18 歳以上 34 歳未満 技能: 18 歳以上 55 歳未満	4月9日(金)まで	4月17日(土) ~4月21日(水)
江別地域事務所では自衛官募集等に関する説明を実施しています。 江別市野幌町 40 -15 G&Tビル 2F(月から金 午前 9 時~午後 5 時)			
▼詳細 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所 ☎ 011 - 383 - 8955 役場環境生活課町民生活係 ☎ 23 - 3209			

広 告



年 金

国民年金保険料について

【追納制度について】

国民年金保険料の免除(全額・一部・法定)、納付猶予(50歳未満)、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。これらの期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間からさかのぼって納める(追納する)ことで、年金の受け取り額を増やすことができます。

また、追納した保険料を社会保 険料控除として税申告すると、所 得税・住民税を軽減することがで きます。追納について、ぜひご検 討ください。ただし、一部免除を 受けた期間に、残りの納付すべき 保険料を納付していない場合は、 追納できません。一部免除の承認 をされた場合は、忘れずに納付を お願いします。

追納の申込みは、お近くの年金 事務所で受け付けています。

【学生納付特例の申請について】

令和2年度に保険料納付を猶予 されている学生の方で、令和3年 度も引き続き在学予定の方には、 3月末にハガキ形式の学生納付特 例申請書が送付されます。同一の 学校に在学されている方は、この ハガキに必要事項を記入して返送 いただくと、令和3年度の申請が できます。この場合、在学証明書 または学生証の写しの添付は不要 です。なお、令和3年度は学生納 付特例制度を利用せず、保険料の 納付を希望の場合は、年金事務所 までお問合せください。

▼問合せ

- ・役場住民課戸籍年金係 (**本** 23 - 2463)
- ・札幌北年金事務所 (**本**011-717-4133)

税金

自動車・軽自動車の 住所変更等は3月末まで

【自動車税種別割】

4月1日現在の登録に基づいて課税されます。引っ越しで住所が変わった時、自動車を売買した時や使用しなくなった時は北海道運輸局札幌運輸支局で手続きが必要です。納税通知書を確実にお届けするために3月末までに手続きをしてください。住所変更の手続きが間に合わない時は札幌道税事務所に連絡するか、道税ホームページから手続きしてください。

▼手続き・問合せ

- 北海道運輸局札幌運輸支局
 (☎050 5540 2001)
- ・札幌道税事務所 (**な**011 - 746 - 1197)

【軽自動車税種別割】

定置場がある市町村から4月1 日現在の所有者に課税されます。 廃車・住所変更・譲渡等の手続き は、3月末までに行ってください。 所有者が亡くなった場合も手続き が必要です。軽自動車税種別割は 月割課税ではありませんので、手 続きを忘れると1年分の税金を納 めることになります。

▼手続き等を行う機関

- ・125cc 以下の原動機付自転車
- ・小型特殊自動車(トラクター、ホイルローダー等)
- ・ミニカー (三輪以上 20cc 超 50cc 以下)

▼申告先 役場税務課税務係

- · 軽三輪、軽四輪自動車
- 125cc 超 250cc 以下のバイク

▼申告先 札幌地区軽自動車協会 (札幌市北区新川5条20丁目1 -20・☎011-768-3955)

・250cc 超のバイク

▼申告先 北海道運輸局札幌運輸 支局(札幌市東区北 28 条東 1 丁 目・☎ 050 - 5540 - 2001)

▼詳細 税務課税務係(**☎**23 − 2332)

広 告

広告



○ 当別町役場 TEL 0133-23-2330 FAX 0133-23-3206

≧ Eメール

kouho@town.tobetsu.hokkaido.jp

ホームページ https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/

納税

3月は滯納整理強化月間!

町税は福祉や教育、道路整備など、まちづくりを支える大切な財源です。納期限までに納付しない場合は、督促状の発付や延滞金がかかる場合があります。

また、町では納期限までに納付している方との公平性を保つために、3月を「滞納整理強化月間」として、徴収対策を進めます。町税の滞納が続くと、地方税法に基づき延滞金が加算され、同法にに基づく滞納処分(財産調査およびも開設していますので、やむを得ない事情により直ちに納付することができない方は、ご相談ください。

▼**問合せ** 税務課納税係(**☎**23 - 2341)

国民健康保険

国民健康保険の 加入・脱退手続き等

【国民健康保険の加入・脱退手続 きはお済みですか】

国民健康保険は、職場の健康保 険などに加入していないすべての 方が加入する制度です。

職場を退職し健康保険などを喪失したときは、喪失後14日以内に役場の国保窓口で『加入手続き』を行ってください。「社会保険等資格喪失証明書、加入する方全員のマイナンバーがわかるもの」が必要です。

また、会社などに就業し、国保 以外の保険に加入した場合には、 『脱退の手続き』を行ってくださ い。「国保を脱退する方全員の新 しい保険証、全員のマイナンバー がわかるもの」が必要です。 加入・脱退ともに、自動的に保 険が切り替わるものではなく、ご 自身での手続きが必要ですのでご 注意ください。

【進学で転出する場合の国保は?】

進学するために当別町から転出する場合、大学等に在学している間は、当別町から住所を移しても引き続き当別町国保に加入することができます。役場窓口で手続きが必要ですので、「身分証明書、在学が確認できる書類(在学証明書、学生証の写しなど)、印鑑、世帯主と転出する方のマナンバーがわかるもの」を持参してください。

▼**問合せ** 住民課国保・後期高齢 者医療係(**☎**23 - 2467)

広告

広告

広 告



水道

水道の届け出を忘れずに

引っ越しなどで水道の使用中止 や開始する時は、住民票の住所変 更とは別に、水道の届け出が必要 です。届け出は上下水道課窓口の ほか、電話や電子申請でも受け付 けています。

水道の使用中止の届け出がない 場合、水道を使用していなくても 水道料金・下水道使用料がかかり ますので、忘れずにご連絡ください。退去される際は凍結などの い。退去される際は凍結などの りましたら水抜きをお願いしま す。また、所有者や使用者の死は 等による名義変更や建物を取り壊 す場合なども、届け出が必要です。 詳しくはお問合せください。

▼**問合せ** 上下水道課業務係 (**な** 22 - 2411)

町営住宅

公共賃貸住宅の募集について

広報 12 月号で紹介した子育て 世帯向け町営住宅の募集は3月 下旬から開始を予定しています。 詳細は町ホームページおよび広報 4月号でお知らせします。

▼**問合せ** 建設課建築住宅係 (☎23-3147)

障 が い

遠隔手話通訳用のタブレット を窓口に設置します

4月から聴覚障がいのある方が 窓口で手続きする際に、ビデオ通 話を通して手話通訳を受けること ができるタブレットを、役場およ びゆとろ障がい支援係窓口に設置 します。

▼問合せ 介護課障がい支援係 (ゆとろ内・☎25-2665)

マイナンバーカード

マイナポイント事業の 期間が延長されました

マイナポイントの申込期限が9 月末まで延長されました。3月末 までにマイナンバーカードの交付 申請を行った方は、9月末までに マイナポイントの申し込みおよび キャッシュレス決済サービスを利 用することで、マイナポイントを 取得することができます。

マイナポイント事業とは…

事業に参加しているキャッシュレス決済サービスの利用に対して、国が「マイナポイント」を1人当たり最大 5,000 円付与する事業です。

詳細はこちら→ (総務省ホームページ) ▼**問合せ** 総務課総務係(**☎**23 - 2330)

広告

広告

広告